ホ　当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）

ト　当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二十五条第一項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報（以下「年金生活者支援給付金関係情報」という。）

第二条　法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～六　略］

七　健康保険法第百十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第百四十七条の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

第二条　法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～六　同上］

七　健康保険法第百十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第百四十七条の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る市町村民税に関する情報

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［八・九　略］

十　健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト　当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

十一　健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト　当該確認に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

［十二～十六　略］

十七　健康保険法施行規則第百二十条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト　当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

十八　［略］

第三条　法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～七　略］

［八・九　同上］

十　健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

十一　健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［十二～十六　同上］

十七　健康保険法施行規則第百二十条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

十八　［同上］

第三条　法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～七　同上］